

居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
介護保険施設の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

介護給付費算定に係る体制等届出について（通知）

令和 8 年 6 月 1 日以降適用の介護給付費算定に係る体制等に関する届出（以下、「体制等届出」という。）については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 体制等届出の様式

体制等届出に使用する様式は以下のとおりです。

- ・ 「「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について」（令和 8 年 3 月 13 日老発 0313 第 5 号厚生労働省老健局長通知）において定める別紙 1-1 から別紙 51 までの様式（ただし、新潟県知事に提出する必要があるものに限る。）
 - ・ 新潟県様式 1 入所者（利用者）数算出書
 - ・ 新潟県様式 2 短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書
- ※ このほか、届け出る項目に応じ、根拠資料（任意様式等）の提出が必要な場合があります。詳しくは、別添「添付書類一覧表」を参照してください。

2 提出書類

【注意】別紙 1-1、1-2 は令和 7 年度の様式から変更があります。

以下の書類を提出してください。記載例を参照し、サービスの種類ごとに事業所・施設単位で別紙 2 及び別紙 1-1 又は 1-2 の作成してください。（サテライト事業所（出張所）がある場合は、本体事業所と別に作成が必要です。）

- ・ 別紙 2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - 別紙 1-1 居宅サービス・施設サービス
 - 別紙 1-2 介護予防サービス
- ・ 添付書類 「添付書類一覧表」のとおり

※ 様式は県ホームページからダウンロードしてください。添付書類一覧表についてもホームページから確認できます。

介護給付費算定に係る体制等届出書について（県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1356829950165.html>

3 届出日と算定開始月（提出期限）

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合

注意！ 処遇改善加算（令和8年6月適用）に係る提出期限の特例については、(3) 参照

サービスの種類	届出日と算定開始月
訪問介護	◎ <u>1日～15日</u> の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の <u>翌月</u> から、加算等算定開始 例) 5月 <u>10日</u> 届出受理 ⇒ <u>6月</u> から算定開始
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 訪問看護	
(介護予防) 訪問リハビリテーション	
(介護予防) 居宅療養管理指導	
通所介護	◎ <u>16日～月末日</u> の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の <u>翌々月</u> から、加算等算定開始 例) 5月 <u>17日</u> 届出受理 ⇒ <u>7月</u> から算定開始
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 福祉用具貸与	
(介護予防) 短期入所生活介護	◎ 届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の <u>翌月</u> から、加算等算定開始 例) 6月 20日届出受理 ⇒ <u>7月</u> から算定開始
(介護予防) 短期入所療養介護	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	◎ ただし、 <u>月の初日</u> に届出が受理された場合 ⇒ <u>届出月</u> から、加算等算定開始 例) 6月 <u>1日</u> 届出受理 ⇒ <u>6月</u> から算定開始
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	

※ 厚生労働省電子申請届出システムにより提出された場合、申請届出ステータスが「未受付」であってもシステム上の「申請届出日時」に受理したものとして扱います。

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

加算の算定要件を満たさなくなった場合等は、速やかに体制等届出を行ってください。この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。

(3) 令和8年6月適用の体制等届出（処遇改善加算）の提出について

提出期限の特例として、処遇改善加算（令和8年度6月適用）を算定する加算新設事業所（(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）のみが所属する事業者が、処遇改善加算に係る届出を行う場合については、以下のとおり提出期限を延長しています。それ以外の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。

令和8年6月15日（月）【期限厳守】

※ 処遇改善加算に係る体制等届出の提出期限の特例の詳細については、県ホームページにてご確認ください。

【令和8年度】介護職員等処遇改善加算の届出について（介護保険サービス）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/20260401syoguukaizen.html>

※ 令和8年6月より、処遇改善加算の区分が（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）から、（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ）の6区分に変更されます。この区分変更に伴い、加算Ⅰ、Ⅱを取得していた事業者は体制等届出書の提出が必要となります。

4 提出方法

厚生労働省「電子申請届出システム」より提出してください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 「申請届出メニュー」の「5 加算に関する届出」から提出してください。他のメニューから提出された体制等届出は無効です。

※ 電子申請届出システムの利用には、G ビズ ID の取得が必要です。届出期限までに G ビズ ID の取得が間に合わない場合は、書面での申請を受け付けますが、今後はシステムによるオンライン提出が行えるよう、早急に G ビズ ID を取得してください。詳しくは、県ホームページをご確認ください。

介護保険事業者指定手続きのオンライン化について（新潟県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

電子申請届出システム

お問い合わせ先 ヘルプ ユーザ情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

- 新規指定申請
新規指定申請を行う機能
- 変更届出
 - 介護保険事業の変更届出
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
 - 法人情報に係る一括変更届出
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
- 更新申請
更新申請を行う機能
- その他
 - 再開届出
 - 廃止・休止届出
 - 指定辞退届出
 - 指定を不要とする旨の届出 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※
 - 介護予防支援委託の届出 ※
※4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
- 加算に関する届出
加算に関する届出を行う機能
- 他法制度に基づく申請届出
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

担当：介護サービス係

電話：025-280-5193